

工 事 検 査 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、播磨町が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。）の適正かつ効率的な施工を確保するため、播磨町財務規則（昭和40年規則第1号。以下「財務規則」という。）第98条の規定に基づき工事の検査に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)検査員 財務規則第98条に規定する職員をいう。
なお、監督員と検査員とはかねさせてはならない。
- (2)総括監督員 当該工事を所管する課等の長をいう。
- (3)主任監督員 財務規則第98条に規定する職員をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1)完成検査 工事の完成の確認するための検査。
- (2)部分完成検査 工事の施工途中において、工事の完成部分の使用を必要とする場合に行う当該完成部分の確認をするための検査。
- (3)出来高検査 工事の施工途中において、部分払の請求、工事の打ち切り又は契約解除があったとき、その他工事の出来高を検査する必要があるときに、既済部分の確認をするための検査。
- (4)中間検査 工事の施工途中において、契約担当者が必要と認めた事項の確認をするための検査。

(検査の実施)

第4条 検査員は、主任監督員から完成検査、部分完成検査若しくは出来高検査の依頼を受けた場合又は中間検査の必要があると認めた場合は、速やかに検査を行なわなければならない。

(検査の立会い)

第5条 検査員は、当該工事の主任監督員及び受注者の立会いのうえ、検査を行なわなければならない。

(検査の方法)

第6条 検査は工事の出来高について、工事請負契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書に基づいて行なうものとする。

- 2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、工事の受注者に対して検査目的物の一部の破壊その他の措置又は当該工事に関する書類若しくは資料の提出並びに事実の説明を求めることができる。

(検査の中止等)

第7条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止することができる。

- (1)受注者が検査員の指示に従わないとき、又は検査を妨害したとき。
 - (2)検査に立会すべきものが立会わないとき。
 - (3)その他適正な検査ができないと認めるとき。
- 2 検査員は、前項の規定により検査を中止したときは、直ちに契約担当者に報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(検査合格の場合の措置)

第8条 検査員は検査の結果、受注者の給付が契約の内容に適合したものであると認めるときは、工事検査報告書（様式第1号）及び、財務規則第102条第1項に規定する工事検査調書を作成し、契約担当者に報告しなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

第9条 検査員は検査の結果、受注者の給付が契約の内容に適合しないものであると認めるときは、直ちに手直し、改造等是正を要する事項を工事検査報告書により、主任監督員に指示しなければならない。

(検査を委託して行なった場合の措置)

第10条 契約担当者は、財務規則第103条の規定により検査員以外の者に委託して検査を行なわせ、検査結果の報告を受けた場合は、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第8条及び第9条中「検査の結果」とあるのは「委託による検査の結果」と読み替えるものとする。

(工事の成績評定)

第11条 検査員は、完成検査終了後、当該工事の成績評定を行い、総括監督員及び主任監督員が作成した当該工事の工事成績採点表(様式第2号)に評定結果を記入し、契約担当課長に提出しなければならない。

(緊急措置)

第12条 検査員は、検査にあたり事態が重大で、かつ処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに契約担当者に報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、検査に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。(様式第2号改定)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の規定は、令和5年4月1日以降に契約を締結した工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

	契約担当課長	契約担当

令和 年 月 日

工 事 検 査 報 告 書

播磨町長 様

検査員 ㊟

工事の検査を行った結果について報告します。

年 度		工事番号	
検査の種類	1 完成・部分完成 2 出来高 3 中間 4 手直し		
工 事 名			
場 所			
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
契約金額	円		
完成日・出来高届出日	令和 年 月 日		
検 査 日	令和 年 月 日		
立 会 者	主任監督員		
	請 負 者		
検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 所定の設計図書のとおり完成していることを認めます。		
	<input type="checkbox"/> 下記のとおり手直しが必要です。		
		

(保管者：検査員)

工事検査調書

(出来高)

町長	副町長	部長	契約担当課長

下記の工事は、所定の設計書、図面及び仕様書のとおり履行されていることを認めます。

令和 年 月 日

検査員職氏名 _____ 印

立会者 _____ 印

立会者 _____ 印

工事名	(工事番号 第 号)		
工事の場所		着手	令和 年 月 日
契約の相手方		履行期限	令和 年 月 日
契約金額	円	検査	令和 年 月 日
出来高金額		出来高歩合	%
検査所見			

工事内容

部分払可能金額(A)	円	前金払額	円
出来高金額 $\times \left\{ \frac{9}{10} - \frac{\text{前金払額}}{\text{契約金額}} \right\}$		部分払済額内訳	円
		第1回	円
		第2回	円
部分払済金額(B)	円	第3回	円
今回支払限度額(A) - (B)	円	計(B)	円

工事出来高内訳書（第 回）

費目 (名称)	金額 (実施設計額)	実施設計に対する出来高		適用
		歩合 (%)	金額	
工種又は種別				
純 工 事 費 計	(A)	(B) %	(C)	(B) = (C ÷ A) (少数一位止)

契 約 金 額	出 来 高 歩 合	出 来 高 金 額	備 考
(D) 円	(B) %	(D × B) 千円	
(千円単位に切り捨て)			

(注) 出来高内訳書の記載上の注意事項

- (1) 費目（名称）欄は、設計書工事内訳書の土工、基礎工、舗装工等工種又は種別を記載する。
 なお、工種又は種別欄は、純工事費にかかるものを記載し、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は記載を要しない。
- (2) 実施設計に対する出来高歩合欄は、工種又は種別ごとに設計数量に対する出来高割合を記載する。
 なお、純工事費計の歩合（B）は、実施設計に対する出来高金額の合計の割合を記載する。